

令和3年度

国土地理院コンプライアンス報告書

令和4年4月

国土地理院コンプライアンス推進本部

目 次

はじめに	1
I. 推進計画の実施結果と評価	2
1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組	2
(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施	2
(2) コンプライアンス講習会等の実施	3
(3) コンプライアンス・ミーティングの実施	4
(4) 発注者綱紀保持の周知徹底	5
(5) 国家公務員倫理の周知徹底	6
(6) 文書情報管理の周知徹底	7
(7) 個人情報保護の周知徹底	8
(8) ハラスメントの防止	8
(9) コンプライアンスに関する情報提供	9
(10) コンプライアンス指導者の養成	9
2. 事業者との適切な対応	10
(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知	10
(2) 事業者との応接ルール等の徹底	10
3. 入札契約手続の見直し及び情報管理の徹底	11
(1) 入札契約手続の見直し	11
(2) 情報管理の徹底	12
4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用	12
5. 監査の強化・充実	13
6. 取組内容の報告と事例の活用	14
(1) 取組内容の報告	14
(2) 好事例、推奨事例の活用	14
II. アドバイザリー委員会からの意見等	14

はじめに

平成24年10月17日、公正取引委員会から国土交通省に対し、高知県内における当省発注の土木工事に関し、「入札談合等関与行為防止法」に基づく改善措置要求がなされ、これを受けて国土交通本省において同日付けで「当面の再発防止対策について」が、また、平成25年3月14日付けで「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」が取りまとめられた。

これらを踏まえ、国土地理院では、平成25年4月に、国土地理院長を本部長とする「国土地理院コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）及び外部有識者で構成される「国土地理院コンプライアンス・アドバイザリー委員会」（以下「アドバイザリー委員会」という。）を設置し、コンプライアンス等の強化を図るため、各年度において「国土地理院コンプライアンス推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、継続的に取り組んできたところである。

本報告書は、令和3年度における推進計画の実施結果及び推進本部による評価、並びにアドバイザリー委員会からの意見を取りまとめたものである。

I. 推進計画の実施結果と評価

1. 職員のコンプライアンス意識向上の取組

(1) 研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

【推進計画】

- ① 原則として、国土地理院が主催する全ての階層別研修にコンプライアンスの講義を設け、関係法令に関する講義を実施し、その遵守の必要性の理解を深めるとともに、違法性の認識について理解を深める。
講義は、研修員同士が意見を出し合い、自分の身近な問題として捉え理解を深めることができるように「グループ討議」、「研修教材用動画視聴」、「セルフチェック」等を活用する。
- ② 新任の課長等を対象とする「課長級研修」では、外部講師を招いた講義を設けるとともに、当該講義を広く活用するため、研修員以外の管理職員（補佐相当職以上を含む。）はWeb講義を受講可能とする。
- ③ 国土交通大学校、人事院等他機関での研修及び公正取引委員会における啓発等を目的とした研修会等にも積極的に参加する。

【実施結果】

国土地理院主催の全ての階層別研修（7研修）で、適正業務管理官等が講師となり発注者綱紀保持、公務員倫理・服务等コンプライアンスに関する講義を実施した。

違法性の認識をより高めるため、発注者綱紀保持の講義では、他機関等での不祥事事例等を活用して事案の概要、関与行為の背景・要因、課されるペナルティ等を説明した他、身近な問題として捉え理解が深まるよう、セルフチェックや研修教材用動画を活用した。公務員倫理・服务等に関する講義では、身近な事例を問題形式としたセルフチェックやSNSを利用する際のサービス・倫理に関する注意点等を教示して、研修員のコンプライアンス意識の醸成に努めた。研修でのコンプライアンスに関する講義の受講者数は、95名であった。

課長級研修でのコンプライアンスに関する講義は、研修員以外の管理職員もWeb講義を受講可能として実施した。

その他に、他機関主催の19研修に参加し、58名がコンプライアンスに関する講義を受講した。

【資料1】

【推進本部会議の評価】

国土地理院主催の全ての階層別研修に「コンプライアンス」に関するカリキュラムを設けたことは、職員に関係法令に関する知識の付与、不祥事発生時におけるリスクについての意識を徹底させる手段として有効である。実施にあたっては、違法性の認識を高めるため、入札談合等関与行為は必ず発覚すること、入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰などといったペナルティが課されることなどの内容を取り入れた講義を行ったことは評価できる。

また、研修教材用動画視聴、セルフチェックを取り入れた講義も、職員のコンプライアンス意識を深めるためには有効であることから、今後も継続すべきである。

更に、昨今話題となっているSNSを利用する際のサービス・倫理に関する内容を講義の中に盛り込んだことも評価でき、今後も継続すべきである。

(2) コンプライアンスに関する講習会等の実施

【推進計画】

原則として職員全員（休職者等を除く。）が、以下の講習会等に年1回以上参加する。

- ① コンプライアンスの概念や国土地理院発注者綱紀保持規程及び国家公務員倫理規程等に基づく職員としての責務、守るべき法令やルール等への正しい理解を深めるため、全職員を対象に、外部専門家等によるコンプライアンスに関する講習会等を年2回以上実施する。なお、講習会等の模様は、Web会議システムにより本院内及び地方測量部等に同時配信するとともに、動画を内部ページに掲載し、未受講者が後日視聴できる環境を整える。
- ② 地方測量部等においても、独自の開催又は他機関との共催により講習会等を実施することとする。なお、開催できない場合は、本院からのWeb会議システムにより配信される講習会等を聴講することはもとより、他機関が開催する講習会等へも積極的に参加する。
- ③ 発注者綱紀保持及び公務員倫理の意義と重要性を周知し、入札関係その他の不祥事の防止を図ることを目的に、本院担当職員がコンプライアンスに関する講義を実施する。

【実施結果】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場が密にならないよう聴講者の間隔を広く開ける、こまめに換気する等の措置を講じた上で、外部講師によるコンプライアンスに関する講演会を2回開催し、延べ847名が受講した。

6月には、公正取引委員会事務総局経済取引局から講師を招き、入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）に関する講演会を開催し、入札談合や官製談合防止法の概要、官製談合における入札談合等関与行為の4つの類型、入札談合に関与した職員に対するペナルティ等について講義をしていただき、Web会議システムでの視聴を含め441名が受講した。

11月には、国家公務員倫理審査会事務局から講師を招き、「国家公務員の職務に係る倫理の保持について」と題して講演会を開催し、倫理法・倫理規程の制定の経緯、制度・運用の概要や、利害関係者との間における禁止行為、利害関係者でない人との禁止行為等について、最近の実例を用いた解説を実施していただき、Web会議システムでの視聴を含め204名が受講した。

講習会等の模様は、Web会議システムにより本院及び地方測量部等に同時配信するとともに、講習会等に参加できなかった者が後日視聴できるよう、当日の講演会資料と録画した動画を内部ページに掲載した上で未受講者に視聴を促した結果、202名が後日視聴し、年間を通じた講習会等の未受講者はなく、対象者全員が受講した。

中部地方測量部でも、公正取引委員会の担当官による講習会を独自に開催し、全職員が受講したほか、近畿地方測量部では、北海道開発局職員が官製談合防止法違反容疑で逮捕された不正事案の情報提供とあわせ、公正取引委員会制作の動画を全職員が視聴し、官製談合防止法の遵守について再確認した。

例年、本院担当職員が地方測量部等に出向いて実施しているコンプライアンスに関する講義については、1月に実施を予定していた沖縄支所（沖縄県）が直前にまん延防止等重点措置指定になったため、事前に録画した講習会動画をいつでも視聴できるように対応を改めて実施し、沖縄支所8名全員が受講した。

【資料2】



【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに対する意識は時間の経過とともに希薄になっていくので、定期的にコンプライアンス講習会を開催することは、コンプライアンス意識を持続させる取組の一つとして有効である。

地方測量部等においても講習会等を独自に開催したり、他機関主催の講習会等に参加するなどし、なるべく多くの職員に対してより専門的な知識を習得させる機会を設けることは、職員のコンプライアンス意識を高める上で重要である。また、他機関での不正事案の情報提供時に、発注者綱紀保持の動画を所属職員全員で視聴した取組は、職員のコンプライアンスに関する意識向上に有効である。

また、地方測量部等を対象としたコンプライアンスに関する講義を、事前に録画した動画視聴へ変更して実施したことは、まん延防止等重点措置期間中の対応として評価できる。

（3）コンプライアンス・ミーティングの実施

【推進計画】

- ① 職員相互間でコンプライアンスに関する再確認や意見交換を行うことにより、コンプライアンスに関する意識の向上を図るため、コンプライアンス・ミーティングを年1回以上実施する。なお、ミーティングは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。
- ② ミーティングに際しては、職員が自分自身の問題として考えることができるよう、なるべく身近な事例をテーマとして選定し、職員一人一人の理解が深まるよう工夫する。
- ③ ミーティングをはじめ、様々な機会を通じて職場でのコミュニケーションを活性化し、不祥事が起きにくい風通しの良い職場環境を整備する。

【実施結果】

職員のコンプライアンスに関する意識の向上を図るため、職員が自分自身の問題として考えることができるよう、名札の着用及びセクシュアル・ハラスメントをテーマとしたコンプライアンス・ミーティングを実施した。

実施にあたっては、実施日やグループを分割し全職員がミーティングに参加できるよう工夫したほか、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、「3密」回避のための措置を複層的に講じている状況が見られた。

実施期間中に本院を含む多くの地域で緊急事態宣言が出されたため、期間を延長するなどし、対象者全員が参加した。

【資料3】

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス・ミーティングについては、全職場において参加率100%で実施され、本年度計画にある「原則として職員全員（休職者等を除く。）が参加する。」との目標を達成しており評価できる。

実施にあたって、すべての職員が参加できるようコンプライアンス・ミーティングの開催日を複数日設けたり、グループ分けしたりと工夫したことは評価できる。

引き続き、身近な事例をテーマに選定する等の工夫により、参加率100%を目指し取り組む必要があるとともに、様々な機会に職場のコミュニケーションを活性化し、不祥事がおきにくい風通しの良い職場環境を整備していく必要がある。



（４）発注者綱紀保持の周知徹底

【推進計画】

- ① 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るために、関係法令の遵守はもとより、発注者綱紀保持規程について周知徹底を図る。
特に、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、院内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告についても、以下の事項について、研修等において周知徹底を図る。
 - 一 発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
 - 二 報告は職員に課された義務であること
 - 三 報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
 - 四 報告を怠った場合には処分があること
- ② 発注者綱紀保持に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。加えて、職員自らが実施した結果を直ちに知ることができるよう改良する。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施する。その実施状況・正誤状況について把握し、必要なフォローアップを行う。

【実施結果】

令和3年度においても、発注者綱紀保持規程、官製談合防止法、コンプライアンス推進計画に係る具体の取組等について、定例会議や研修、講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいて職員に周知した。また、不祥事の事例「事例で学ぶコンプライアンス」を活用し、コンプライアンス違反によって発生する刑事処分、行政処分等について解説を行った。

国土地理院主催の7研修では、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、①発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても、不当な行為として発注者綱紀保持規程違反となること、②報告は職員に課された義務であること、③報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、④報告を怠った場合には処分があることについて周知徹底を図った。

発注者綱紀保持に関するセルフチェックについては、実施した職員自らが結果を直ぐに知ることができるよう改良を加え実施したところ、対象者の実施率は100%であった。実施状況・正誤状況については内部ページに掲載し、正答率が特に低かった問題について職員がいつでも見直せるようにしている。

【資料4】

【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

また、発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の防止の観点から、発注担当職員に対して、院内の他の職員が発注情報を要求する行為についても発注者綱紀保持規程違反であること、発注者綱紀保持規程違反に関する報告は職員に課された義務であること、報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名等に関すること、報告を怠った場合には処分があり得ることについて周知徹底を図ったことは評価できる。

セルフチェックについて、対象者の実施率が100%であったことは評価できる。コンプライアンス違反に繋がる問題点の認識と、入札談合行為の防止に向けた意識付けを図るためには有効であるため、引き続き取り組む必要がある。

（5）国家公務員倫理の周知徹底

【推進計画】

- ① 国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、国民の信頼を確保するために、国家公務員法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程の遵守について、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックを行う。その結果を集計し、職員に周知することで、更なる職員の倫理意識の向上を図る。なお、セルフチェックは、原則として職員全員（休職者等を除く。）が実施するものとする。

【実施結果】

令和3年度においても、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程等については、定例会議や研修等の機会を通じ、職員に周知している。特に、国家公務員倫理月間においては倫理管理官（院長）から職員へのメッセージ発出等の各取組により、国家公務員倫理の周知徹底に集中的に取り組んだ。また、人事院国家公務員倫理審査会が主催する倫理に関するWeb講演について、職員に周知し啓発を促した。

服務・倫理に関する基本的な理解度を職員自らが確認するためのセルフチェックでは、職員自らが実施した結果を直ぐに確認できるよう改良した上、所属毎に集約する職員の負担を軽減して実施した。対象者の実施率は、第1回目、第2回目とも100%であった。

セルフチェックの結果は、問題・正答及び解説、問題毎の正答率、正答率が低かった問題等を内部ページに掲載し、再度問題及び解答を見直すなどの振り返りにより、さらなる倫理への意識の向上を図るよう各所属を通じ周知した。

【資料4】

【推進本部会議の評価】

関係規程等の職員への周知は、全職場において適切に行われている。

セルフチェックを実施した職員自らが結果を直ぐに確認できるよう改良した上、所属毎に集約する職員の負担を軽減したこと、対象者の実施率が第1回目、第2回目とも100%であったこと、さらには、セルフチェックの結果をいつでも振り返れるよう内部ページに掲載し、各所属を通じて周知したことは評価できる。公務員倫理意識が希薄にならないよう、職員一人一人が認識を深めるためには有効であることから、引き続き取り組む必要がある。

(6) 文書情報管理の周知徹底

【推進計画】

職員が適正に文書管理を行うために、「公文書管理の適正の確保のための取組について」等の趣旨について、研修及び国土交通省文書整理月間等の機会を通じて周知徹底を図る。

【実施結果】

文書管理に係る取扱いについて、各種会議において周知徹底を図った。

職員の公文書管理に対する自覚を促し、ルールに従った適正な管理を行わせるため「公文書管理研修」を実施した。

国土地理院主催の研修においては、新任文書管理者25名、新任文書管理担当者29名が受講した。

また、国土交通大学校主催の5研修において、31名が公文書管理に関する講義を受講した。

国土交通省文書の日（毎月23日）では、全職員に向け文書管理のポイント及び文書管理自己点検シートの活用について掲示板で周知するとともに、定例会議において周知した。

国土交通省文書整理月間（11月）における文書管理の点検の取組として、公文書管理eラーニング（内閣府作成）全職員向け教材を内部ページに掲載し、適切な文書管理の重要性の理解促進を図った。

【推進本部会議の評価】

文書管理に関しては、各種会議において、公文書管理の適正な確保の取組について注意喚起を行い、研修等を通じ周知徹底を図っている。特に、従来から行ってきた研修や文書整理月間にあわせた文書管理の点検における取組のほか、令和3年度は国土交通省文書の日（毎月23日）における行政文書管理自己点検シートの実施に併せて、院独自の取組として毎月、文書管理のポイントを掲示板に掲載するなど、行政文書に関するルールや知識を定着させる取組を強化したことは評価できる。

(7) 個人情報保護の周知徹底

【推進計画】

個人情報の保護の重要性と適切な取扱いについて、研修等を通じて「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の関係法令の周知徹底を図る。

【実施結果】

「個人情報の適切な管理の徹底について」等の通知文について、電子文書室に掲載して職員へ周知した。また、新採用職員ガイダンス及び普通測量研修では、個人情報保護法に関する講義を行った。

【推進本部会議の評価】

個人情報の適切な管理について研修等で注意喚起及び周知徹底を図っており、今後も、適切に取り扱われるよう研修等で周知する必要がある。

(8) ハラスメントの防止

【推進計画】

- ① セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止について、研修及び国家公務員ハラスメント防止週間等の機会を通じて周知徹底を図る。
- ② 苦情相談員の相談窓口等について周知徹底し、相談しやすい体制の整備に努める。

【実施結果】

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止については、相談窓口を含め、定例会議等において、職員に周知するとともに、国土地理院主催の4研修において、外部講師等によりハラスメントの防止に関する講義を実施し、ハラスメントに関する知識や対応能力の向上を図った。院内研修でのハラスメント防止に関する講義の受講者数は、55名であった。

その他他機関主催の15研修に参加し、58名がハラスメント防止に関する講義を受講した。

管理者等に昇任した際に受講が必修化されているハラスメント防止講習（eラーニング）について、新任幹部職員及び新任管理者を合わせ48名が受講した。

また、12月の「国家公務員ハラスメント防止週間」に合わせ、ハラスメント防止対策について、より一層、組織的・効果的に取り組むことを目的に定めた活動計画の取組の一つとして、ハラスメント防止講習会（管理職員向け）及びハラスメント防止講演会（一般職員向け）を実施した。Web会議システムによる聴講も含め、147名が聴講した。

【資料1】

【推進本部会議の評価】

ハラスメント防止においては、外部講師を活用した講習会等で職員の意識向上を図るとともに、令和3年度は研修・講習会以外でも院議においても注意喚起を行い、防止に努めている。今後も、院議や定例会議等を通じた注意喚起や職員の積極的な講演会等の受講など継続的な取組を実施するべきである。

(9) コンプライアンスに関する情報提供

【推進計画】

コンプライアンス意識の啓発を促すため、不祥事事例等の情報を、適宜定例会議等において提供する。

【実施結果】

国や地方公共団体等において、発注者綱紀保持や公務員倫理等に係る不祥事事例が発生した場合、適宜「事例で学ぶコンプライアンス」事例として院議で紹介し、本院各部・地方測量部等に資料提供した。

資料は、報道記事を引用して不祥事事例を具体的に明示し、関連する法規等を解説することにより職員が理解しやすい内容としている。これまで3回提供し、定例会議等で活用されている。

北海道開発局の幹部職員が官製談合防止違反等の疑いで逮捕された事例については、職員が逮捕された翌日、院長から職員に対し、ひとり一人が国民の税金を扱う国家公務員としての責任の重さを改めて認識し、なお一層の綱紀粛正、コンプライアンスの保持に努めるよう注意喚起した上で改めて啓発を促した。

【資料5】

【推進本部会議の評価】

不祥事事例を紹介し、関係する法規等を解説して、職員が理解しやすい内容としていることは評価できる。

今後も、具体的な事例や着眼点を示し、定例会議等で活用しやすい資料を提供し、職員の意識向上を図る必要がある。

(10) コンプライアンス指導者の養成

【推進計画】

国土交通大学校で実施している「コンプライアンス指導者養成研修」に、コンプライアンスに関する担当職員を順次受講させ、コンプライアンス指導者として必要な能力の向上を図る。

【実施結果】

国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修（Web）」を、担当職員（契約管理官）が受講した。研修では、コンプライアンス指導者として求められる対応方法や注意点の理解を深めただけでなく、研修員相互による意見交換を通じ、地域横断的な情報共有を図ることができ、大変有意義であった。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンスに関する担当職員が、国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」を受講することは、知識の習得とともに地方整備局等の状況把握にも有効であることから、今後も順次受講させる必要がある。

2. 事業者との適切な対応

(1) 事業者に対する発注者綱紀保持規程等の周知

【推進計画】

- ① 国土地理院ホームページに、有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組やコンプライアンス推進計画等を掲載し、協力依頼を行う。
- ② 執務室入り口等に、発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示するとともに、測量業務の一般競争参加資格者に送付する参加資格認定通知書に、発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のリーフレットを同封する。

【実施結果】

事業者に対する発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼については、国土地理院ホームページに掲載し、周知を図っている。

また、一般競争参加資格認定通知書に発注者綱紀保持に関する取組への協力依頼のパンフレットを同封し、有資格者へ協力を依頼している。

執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター等を掲示し、引き続き来庁者への周知を図っている。

【資料6】



【推進本部会議の評価】

事業者に対しての発注者綱紀保持に関する協力依頼については、各職場において適切に実施されている。執務室への入室制限等の環境整備は、事業者に対する効果だけでなく職員への意識付けにも効果がある。

引き続き発注者綱紀保持の取組について協力依頼を行う必要がある。

(2) 事業者との応接ルール等の徹底

【推進計画】

事業者との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限の対応に留め、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、引き続き対応ルールの徹底を図る。

【実施結果】

事業者との応接にあたっては、公平かつ適切に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かない方法により行うために、原則として、受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応するものとされていることについて、定例会議や研修、講習会、コンプライアンス・ミーティングにおいて繰り返し説明し周知した。

【推進本部会議の評価】

事業者との応接方法について継続して周知し、国民の疑惑や不信を招かないよう引き続き対応ルールの徹底を図ることが必要である。

3. 入札契約手続の見直し及び情報管理の徹底

(1) 入札契約手続の見直し

【推進計画】

不正が発生しにくい入札契約制度の見直しを継続して実施する。

- ① 予定価格調書の作成時期を極力後倒しして、予定価格漏洩の防止を図る。
- ② 総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、両方の情報を知る機会とその情報を知る者の数を限定するとともに、国土地理院総合評価技術審査会において発注案件ごとに技術審査・評価業務の実施体制をチェックすることにより、コンプライアンスの更なる徹底を図る。

【実施結果】

- ① 予定価格調書の作成時期については、開札日前日の作成を原則とすることで、極力後倒しをすることにより、予定価格の漏洩防止を図った。
- ② 総合評価落札方式における情報漏洩防止のため、積算業務と技術審査・評価業務の分離を進め、令和3年4月から令和3年12月までの総合評価落札方式による発注73件中73件（100%）の業務の分離を行った。分離に際しては、国土地理院総合評価技術審査会において、発注案件ごとに、担当部署における業務の実施体制の報告を求め、その適否を確認するとともに、情報漏洩防止の注意喚起を行いコンプライアンスの徹底を図った。

【推進本部会議の評価】

予定価格調書の作成時期の後倒しは、不正が発生しにくい入札契約手続の重要な対策であり、今後も継続する必要がある。

積算業務と技術審査・評価業務は分離を原則とし、分離が困難な業務については、引き続き情報漏洩の防止策を講じていくことが必要である。

(2) 情報管理の徹底

【推進計画】

- ① 「発注情報管理マニュアル」を周知徹底し、発注事務に関する情報管理の徹底を図る。
- ② 「発注情報管理マニュアル」2. 情報の適切な管理(4)に規定する「発注事務に関する書類の管理その他発注事務に関する情報への不正なアクセスの予防」について、発注担当職員の所属長が行う調査・点検の周知徹底を図る。

【実施結果】

「発注情報管理マニュアル」の遵守について、研修等により周知徹底を図ったほか、実施状況については、地方測量部等においては分任物品管理官定期検査の際の調査項目として、本院においては監査官室と連携し、本院定期監査の際の調査項目とし、確認した。

また、新型コロナの感染拡大によりテレワークの機会が増加したことから、発注に関する秘密情報の持ち出しについて改めて周知し、注意喚起した。

【推進本部会議の評価】

発注事務に関する情報管理については、秘密情報の漏洩防止の重要な対策であり、「発注情報管理マニュアル」に沿って適切に情報管理が行われているかについて、引き続き定期的に点検を実施する必要がある。

4. コンプライアンス関係通報窓口の周知と適正な運用

【推進計画】

通報窓口への通報は、違反行為の未然防止や事態の深刻化を回避する正しい行為であること、通報した職員は不利益にならないことの周知を行い、通報しやすいものとするよう取り組む。また、通報があった場合には、通報者の保護等を徹底した上で迅速かつ的確な対応を図る。

【実施結果】

コンプライアンス関係通報窓口への通報については、その重要性及び通報した職員が不利益な取扱いを受けないことについて、研修等において繰り返し説明することで周知した。

また、内部通報窓口、外部通報窓口の連絡先等についても、併せて繰り返し周知した。

なお、令和3年度において、コンプライアンス関係通報窓口への通報はなかった。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス関係通報窓口への通報の重要性について、研修、コンプライアンス・ミーティング等において繰り返し説明することで、職員に理解させるとともに、通報した職員が不利益な取扱いを受けないことや、コンプライアンス関係通報窓口の連絡先等について適切に周知していた。

通報は違反行為の未然防止や事態の深刻化を防ぐために有効であるため、今後も引き続き周知徹底に取り組んでいく必要がある。

5. 監査の強化・充実

【推進計画】

令和3年度定期監査実施計画において、コンプライアンス推進の取組に関する監査を重点事項として位置付け、本推進計画の取組状況について監査を実施する。

なお、令和3年度監査予定の地方測量部等においては、部長等管理職員及び発注担当職員に対し、コンプライアンスに関する認識及び取組状況についてヒアリングを実施する。併せて、事業者との対応に関する職場環境の整備状況及び事業者との応接方法について監査を実施する。

【実施結果】

令和3年度定期監査実施計画に基づき、6月から11月にかけて、本院（総務部、企画部、測地部、測地観測センター、地理地殻活動研究センター）及び地方測量部（北海道、関東、北陸、中部、四国）において、監査重点事項であるコンプライアンスの徹底に関する取組について監査を実施した。

また、地方測量部等の部長、次長（北海道・関東・中部）、管理課長、測量課長及び発注担当職員に加え、新たに本院定期監査における監査対象部の部長・センター長に対して、コンプライアンスに関する認識及び取組状況等のヒアリングを実施した。

監査の結果、コンプライアンス・ミーティングや講習会等をコンプライアンス推進計画に基づき、適切に実施されていることを確認した。コンプライアンス・ミーティングは、部長をはじめとして課室ごとにグループ分けをするなど工夫をして、全員参加で実施されている。講習会等は、原則として全職員が参加し、やむを得ず参加できない場合には、講習会等のビデオを視聴するなどフォローアップが行われている。また、各職場においては、院議等で報告された「事例で学ぶコンプライアンス（不祥事）」を事例として職員に周知し、意識向上が図られている。

発注者綱紀保持、国家公務員倫理の周知徹底については、研修及び国家公務員倫理週間等の機会を通じて、周知徹底が図られている。セルフチェックの実施については、全職員が実施し、更なる意識の向上が図られている。事業者との適切な対応については、執務室入り口等に発注者綱紀保持に関するポスター及び入室にあたっての協力依頼文書を掲示し、受付カウンター及び打合せテーブルを設置している。事業者との対応ルールについては、必要最小限の対応に努め、原則として受け付けカウンター等オープンな場所で複数の職員により対応するなど、対応ルールの徹底が図られている。

本院及び地方測量部等の管理職員及び発注担当職員へのヒアリングについては、関係法令の目的、行動基準、禁止行為等の認識状況及び事業者の対応状況の確認を行い、全員が概ね正しく理解していることを確認し、適切に取り組まれていることを確認した。

【推進本部会議の評価】

地方測量部等の管理職員及び発注担当職員へのヒアリングは適切に実施されている。さらに、新たに本院監査対象部の部長・センター長にコンプライアンスに関する個別ヒアリングを実施したことは評価できる。

コンプライアンス推進の取組については、引き続き監査の重点項目として実施していく必要がある。

6. 取組内容の報告と事例の活用

(1) 取組内容の報告

【推進計画】

推進責任者は、地方測量部等における本推進計画の実施状況について本部長に報告するとともに、適宜、推進本部と意見交換を行う。

【実施結果】

各地方測量部等の取組について、上半期の中間報告、年度末の最終報告ともにコンプライアンス推進責任者（地方測量部長及び沖縄支所長）から適切に報告されている。本院から指示した取組を工夫して実施した様子や、地方測量部等独自の取組も報告されている。

【推進本部会議の評価】

コンプライアンス推進本部において、地方測量部等における取組を報告することは、本院だけでなく他の地方測量部等の参考となり、一層コンプライアンスの推進を図ることとなるので評価できる。

推進責任者の負担を軽減するよう工夫しながら、本院との会議等の際に意見交換も行うべきである。

(2) 好事例、推奨事例の活用

【推進計画】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、他の部署でも積極的な活用が図られるよう院内に水平展開し、更なるコンプライアンス推進の強化を図る。

【実施結果】

各所属で実施したコンプライアンス推進に係る取組のうち、好事例、推奨事例と判断される取組については、積極的な活用を図り、更なるコンプライアンス推進に務めている。

【推進本部会議の評価】

各所属において、コンプライアンス推進に係る好事例となる取組を活用していくことは、コンプライアンスを推進する上で有用である。今後も引き続き積極的に共有・活用すべきである。

II. アドバイザリー委員会からの意見等

パワハラ・セクハラ相談実績がないからと言っても、絶対にはないと言い切れないという視点も必要。加害者はパワハラ行為を全く認識しておらず、自分は正しく部下を管理しているだけだと勘違いしている人が多い。パワハラをする人はずっとし続ける事例が多いので、単に相談窓口があれば良いという発想ではなく、相談後のフォローが大切である。

コンプライアンスに関する講習会等の取組は、大勢の職員が参加しており大変評価できる。今後は、新型コロナウイルスの終息が見込まれない状況を予想し、講義等は基本Webで実施し、対面でのコミュニケーションが必要なものだけ対面とした方が、職員の負担が軽減されるものと思われる。

コンプライアンス意識向上の取組について、研修や講習会など様々な取組みが積極的に行われているのは良いことではあるが、職員の本来業務に支障を来していないか一度総括してみてはどうか。

資料 1

令和3年度 研修におけるコンプライアンス講義の実施状況

<国土地理院>

実施日	研修名	講義テーマ	講師	受講者数
R3.4.2	業務	コンプライアンスについて	適正業務管理官	3
R3.4.8	新採用職員ガイダンス	国家公務員倫理・服务等・WLB	人事課管理係長	9
		コンプライアンス（発注者綱紀保持）	適正業務管理官	
R3.5.10	初任係長研修	コンプライアンス（発注者綱紀保持）	適正業務管理官	11
R3.6.2	補佐	国家公務員倫理・服务等・WLB	人事計画官	21
R3.6.4		コンプライアンス（発注者綱紀保持）	適正業務管理官	
R3.10.6	中堅係員	国家公務員倫理・服务等・WLB	人事課管理係長	26
R3.10.7		コンプライアンス（発注者綱紀保持）	総務課企画係長	
R3.10.20	課長級	コンプライアンス（発注者綱紀保持）	外部講師	13
R3.10.21		サービス・倫理・WLB	人事課長	
R4.3.7	普通測量業務	コンプライアンス	総務課企画係長	12
		サービス	人事課管理係長	

7研修

95

<国土交通大学校>

受講研修数 14件

受講者総数 51名

<人事院>

受講研修数 5件

受講者総数 7名

令和3年度 研修におけるハラスメントの防止に関する講義の実施状況

<国土地理院>

実施日	研修名	講義テーマ	講師	受講者数
R3.4.8	新規採用職員ガイダンス	ハラスメントの防止	人事課管理係長	9
R3.6.4	補佐	職場におけるハラスメントの防止	外部講師	21
R3.10.20	課長級	管理職に求められるハラスメントの防止対策	外部講師	13
R4.3.7	普通測量業務	ハラスメント防止	人事課管理係長	12

4研修

55

<国土交通大学校>

受講研修数 12件

受講者総数 55名

<人事院>

受講研修数 3件

受講者総数 3名

<内閣人事局>

受講研修数 2件

受講者総数 48名

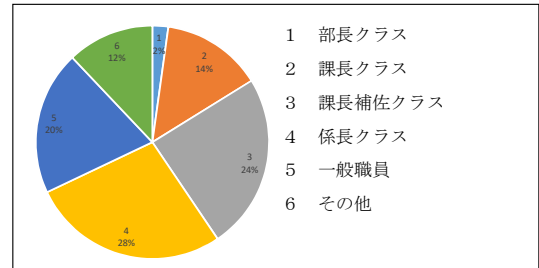
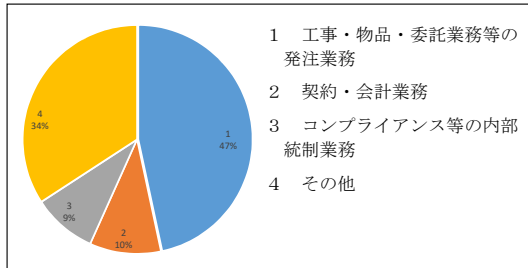
資料 2

令和3年度 コンプライアンス講習会等実施状況

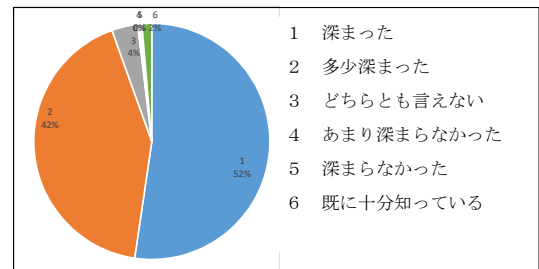
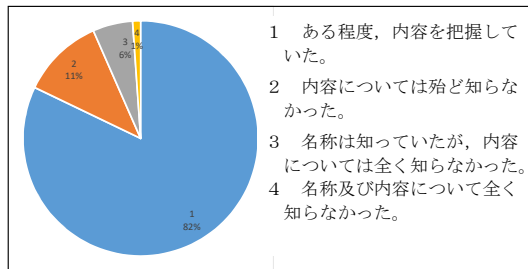
<本院（第1回）>

1. 演 題 入札談合の防止に向けて（公正取引委員会職員）
～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～
2. 開催日時 令和3年6月8日（火） 13：30～15：00
3. 場 所 大会議室 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■ 5 ■ 6 ■
4. 参加者数 会場：30名 Web会議システム：411名 合計441名
5. アンケート内容別内訳

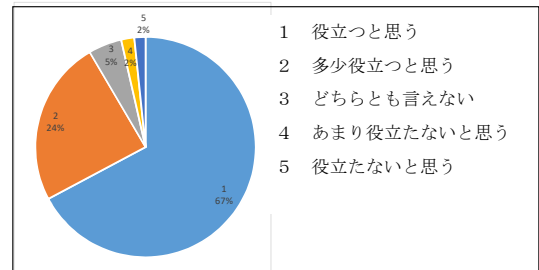
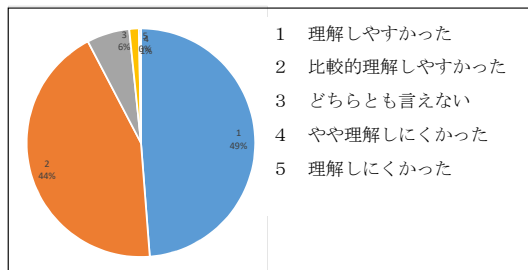
- (1) 貴職が担当されている業務の内容をお聞かせください（複数回答可）。 (2) 貴職のご役職をお聞かせください。



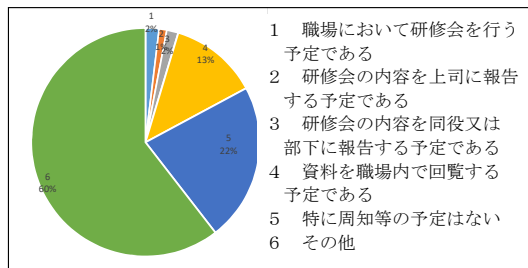
- (3) 入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての知識は、研修会の出席前ほどの程度ありましたか。 (4) 研修会への出席により入札談合の防止及び入札談合等関与行為防止法についての理解が深まりましたか。



- (5) 研修会の内容は理解しやすいものでしたか。 (6) 研修会の内容は、今後の業務で役立つと思いますか。



- (7) 今回の研修会后、職場において、研修会の内容（入札談合の防止・入札談合等関与行為防止法）の周知



- (8) その他、研修会に関する御意見等ございましたら御記入ください。

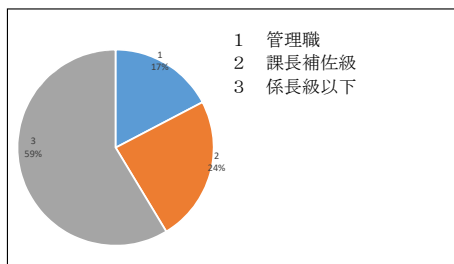
- ・事例の背景解説があることで、より理解しやすくなりました。
- ・入札談合の監視役として、発注機関の対応についてももう少し具体的に知りたい。
- ・今後も入札談合に関わらないよう、継続的に受講するよう努めたい。
- ・定期的に研修会を受講することで、再確認することができ良かった。

令和3年度 倫理講演会等実施状況

<本院（第2回）>

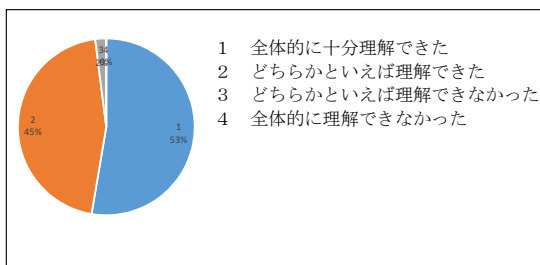
1. 演 題 国家公務員の職に係る倫理の保持について
2. 開催日時 令和3年11月29日(月) 13:30～15:00
3. 場 所 大会議室
4. 参加者数 会場：24名 Web会議システム：180名 合計204名
5. アンケート内容別内訳 1 ■ 2 ■ 3 ■ 4 ■

(1) 参加者の役職段階

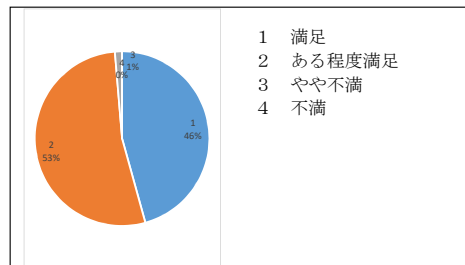


(2) 今回の研修に対する評価をお聞かせください。

[理解度]



[満足度]



上記のとおり評価した理由や改善点などありましたら、事由にご記入をお願いします。

- ・国土地理院で起きうる事例のみならず、全体的な話が聴けて参考となった。利害関係者以外との関係規則ははじめて知ることができた。
- ・具体的な違反事案を紹介しながらの説明で、とても理解しやすかった。うっかり違反してしまいそうな事例を多く聞くことができ、非常に参考になった。
- ・気を引き締める意味合いでも、定期的に講演会を開催することが重要だと思います。
- ・具体的にイメージするため、もう少しケーススタディとして、実際にあった具体事例等について、個別の分析等・考察等を聞きたい。
- ・実例を交え、こと細かな説明と資料でグレーゾーンとっていたことが理解できたことがよかった。

資料3

令和3年度 コンプライアンス・ミーティング実施状況

(実施期間: 令和3年7月7日～令和3年8月13日)

(実施期間: 令和3年11月8日～令和3年12月28日)

部課名	実施日	対象者	テーマ	参加人数 (率) (参加者数/全職員)		備考
総務部	7/12、7/14、7/15、7/21、7/24、 7/26、7/27、7/29、7/30、8/2、8/3、 8/4、8/5、8/12、11/12	全職員	服務規律(名札の着用について) セクシュアル・ハラスメント	134 / 134	100.0%	
企画部	7/13、7/14、7/16、7/19、7/29、 8/2、8/3		服務規律(名札の着用について) セクシュアル・ハラスメント	70 / 70	100.0%	
測地部	7/21、7/26、7/27、7/29、8/2、 8/3、8/4		服務規律(名札の着用について) セクシュアル・ハラスメント	52 / 52	100.0%	
地理空間情報部	7/20、8/2、8/4、8/5、12/15、 12/16		服務規律(名札の着用について) セクシュアル・ハラスメント	64 / 64	100.0%	
基本図情報部	7/27、7/29、7/30、8/2、8/3、 8/4、8/5、8/6、8/10、8/11		服務規律(名札の着用について) セクシュアル・ハラスメント	107 / 107	100.0%	
応用地理部	7/19、7/27、7/29、12/22、12/23		服務規律(名札の着用について) セクシュアル・ハラスメント	49 / 49	100.0%	
測地観測センター	7/27、8/3、8/10、11/8		セクシュアル・ハラスメント	43 / 43	100.0%	
地理地殻活動研究センター	7/19、7/27、8/3、8/5、12/15		服務規律(名札の着用について) セクシュアル・ハラスメント	32 / 32	100.0%	
本院計				551 / 551	100.0%	
北海道地方測量部	8/2、8/4	全職員	セクシュアル・ハラスメント	18 / 18	100.0%	
東北地方測量部	8/3、8/6、8/12		服務規律(名札の着用について)	19 / 19	100.0%	
関東地方測量部	8/2-13(メール開催)		服務規律(名札の着用について) セクシュアル・ハラスメント	21 / 21	100.0%	
北陸地方測量部	8/2、8/4、8/6		セクシュアル・ハラスメント	16 / 16	100.0%	
中部地方測量部	8/3、8/6		服務規律(名札の着用について)	19 / 19	100.0%	
近畿地方測量部	7/28、8/3、8/17、8/18		服務規律(名札の着用について)	19 / 19	100.0%	
中国地方測量部	7/30		服務規律(名札の着用について)	17 / 17	100.0%	
四国地方測量部	8/5、8/12、11/30		服務規律(名札の着用について)	16 / 16	100.0%	
九州地方測量部	7/20、7/28		セクシュアル・ハラスメント	19 / 19	100.0%	
沖縄支所	7/12、11/9		服務規律(名札の着用について)	8 / 8	100.0%	
地測計				172 / 172	100.0%	
合計				723 / 723	100.0%	

※緊急事態宣言

令和3年5月23日～令和3年9月30日 (沖縄県)
 令和3年7月12日～令和3年9月30日 (東京都)
 令和3年8月 2日～令和3年9月30日 (大阪府)
 令和3年8月 6日～令和3年8月19日 (茨城県独自の緊急事態宣言)

ミーティングテーマ1 「服務規律（名札の着用について）」

A課長は、外部からのお客さんが非常に多い課の課長をしています。

ある日の午後、A課長は視察に来たZ省の職員に事業概要を説明するため、普段はつけていない名札をつけ、部下を連れながら会議室に向かって歩いていました。なお、A課長は部屋を出る際、随行する部下にも名札をつけるように指示しています。

途中、廊下で会った同期でもあり日頃から仲が良いB課長から「今日は上着を着て、まして名札までつけているけど、何かあるの。」と聞かれ、A課長は「これから、Z省への事業説明なので」と答えました。

すると、B課長は「なるほど、頑張ってきてね。」と励ましました。

【問題】

A課長の行動で、コンプライアンス上、何か気になる点はありませんか。

ミーティングテーマ2 「セクシュアル・ハラスメント」

A課長は、一緒に仕事をしている部下のBさんに、日頃の業務が大変だから息抜きにと、百貨店で開催されている美術展に誘いました。Bさんが同意したため、勤務終了後に二人で出掛け、美術展を鑑賞後、百貨店のレストランで公私にわたって話が弾み、2時間近くを一緒に過ごしました。

以前からBさんに好意を抱いていたA課長は、話が弾んだことからすっかり気を良くして、その次の週に映画に行こうとBさんを誘いましたが、Bさんには用事があると断られました。

A課長は、本当に予定があるのだろうと思い、さらに次の週、翌月と、再三に渡ってBさんを誘いましたが、その都度、Bさんからはいろいろな理由を持ち出され、やんわりと断られてきました。

そのうち、A課長は、本当にBさんに予定があるのか不信に思い、Bさんの自宅周辺で様子をつかおうようになりました。

A課長の上司であるC部長は、職場の他の女性たちが、A課長がBさんを何度も誘っていると噂しているのを聞きましたが、個人同士のことであると考え、特段の注意を払いませんでした。

【問題】

- ・ 勤務時間外にBさんを誘うA課長の行為をどう思いますか。
- ・ Bさんが断っているにも関わらず執拗に誘う行為、断る理由を確かめに行く行為をどう思いますか。
- ・ 断られていることが分からないA課長に、Bさんはどういう態度を取るべきだと思いますか。
- ・ さらに、A課長とBさんの噂を耳にしたC部長の行動はどうでしょうか。

発注者綱紀保持等の周知徹底

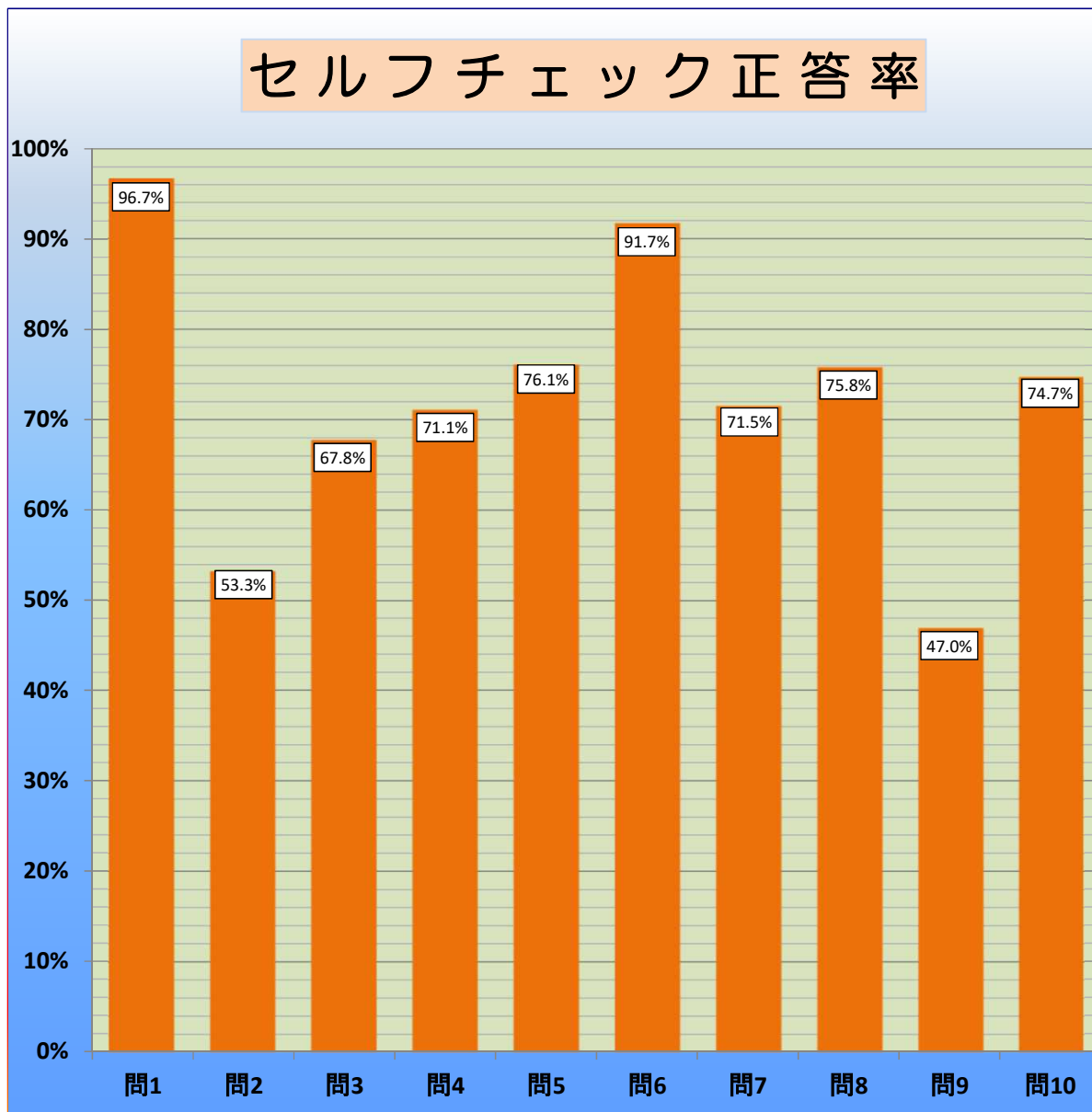
部課名	主な取組
本院	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者綱紀保持、コンプライアンス推進計画に係る具体的取組について、定例会議等において周知した。 ・院内研修で、コンプライアンスに関する科目(官製談合防止法、発注者綱紀保持規程、国家公務員倫理規程等)を取り入れ実施。 ・院内研修でのコンプライアンスに関する講義をする際は、関係法令の説明だけでなく、違法性の認識を高めるため、厳正な懲戒処分、損害賠償請求及び刑事罰等のペナルティが課される内容を盛り込んでいる。 ・外部講師によるコンプライアンス講習会については、Web会議システムを使い本院及び地方測量部等に同時配信し、視聴を促した。 ・コンプライアンス・ミーティングの際、職員間の意見交換がより活発になるよう、身近なテーマとした。 ・倫理セルフチェックの結果、正答率が低かった問題を内部ページに掲載し、問題・回答を見直すなど振り返りを行い、倫理意識の向上を図るよう周知した。 ・予定価格の作成時期を、原則開札日前日とし極力後倒をして、予定価格漏洩の防止を図った。今後とも予定価格作成の後倒しの体制を維持する。 ・「発注情報管理マニュアル」の周知徹底を行い、発注事務に関する情報管理の徹底を図っている。
北海道地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・「ハラスメント防止リーフレット」を周知 ・院議資料「事例で学ぶコンプライアンス」を周知し、省内で発生した不正行為事例を共有するとともに人事院が公表している懲戒処分の状況を共有した。 ・コンプライアンスに関する部内周知の機会を捉えて、通報窓口を再周知
東北地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の推進計画の周知時や発注時期の部内会議等において、発注者綱紀保持の周知を徹底した。 ・国家公務員倫理月間には、倫理管理官である部長から管理職員への注意喚起及び所属職員へのメッセージの発信を行った。
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・測量作業発注前(6月)及びコンプライアンスミーティングの際に、内部HP掲載場所、発注者綱紀保持関係の掲載内容、国土地理院発注者綱紀保持マニュアル、入札関係不祥事などの事例を周知し、コンプライアンス違反によって発生する処分等について解説した。 ・義務違反防止ハンドブック-服務規律のほじのために-をメールにて所属職員に周知し、服務規律違反防止の徹底を呼びかけた
北陸地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・5/31、6/1に開催した発注担当職員を対象にしたコンプライアンス・ミーティングにおいて、公正取引委員会HPの「1分で分かる！官談法」を参考資料として共有 ・国家公務員としての服務規律の確保と公務員倫理の徹底について注意喚起 ・国土交通省文書整理月間において、行政文書の分類・整理に係る重点項目を周知
中部地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・12/20に公正取引委員会事務総局中部事務所から経済取引指導官を招き、「入札談合の防止に向けて～入札談合等関与行為防止法のポイント～」と題したコンプライアンス講習会を実施。期間業務職員を含む地測職員19名全員が聴講(2班に分けて実施)。 ・発注者綱紀保持について、部内会議や入契委員会などの機会を捉えて周知徹底。 ・通常業務の中で、保有個人情報へのアクセスは必要最小限の職員が行なうこと、また送信を行なう場合も限定した範囲内で行なうこと等、省の保有個人情報当管理規程の遵守を周知徹底した。
近畿地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道開発局職員逮捕事案の部内情報提供とあわせ、公正取引委員会制作の動画視聴による入札談合等防止法の再確認を全職員で実施 ・事業者等に対する発注者綱紀保持規程を、受注業者との打合せ(対面やweb)において、口頭周知 ・事業者との適切な対応について、部内会議等での口頭周知及びコンプライアンスミーティングにおいて再周知。特に幹部には一対一にならないよう他の職員を同席するよう注意喚起
中国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅業務時の業務の合間に、公正取引委員会 HP掲載「入札談合防止に向けた研修資料」及び内部HP掲載「発注者綱紀保持関係資料」等を精読及び人事院国家公務員倫理審査会HP掲載の「セルフチェックシート」を実施するよう周知 ・部内における各種会議等機会を捉えて文書情報管理の徹底を周知
四国地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスミーティングや定例会議を通じて、発注者綱紀保持等の周知徹底を図った。 ・ハラスメントの防止として、内部ページの「監督者の役割」「注意すべき言動例」を管理職員へ周知した。
九州地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初や年末年始などの機会を捉えて、個人情報漏えいインシデント(PC・USBなどの紛失・置き忘れ等)等を含むテレワークを行う際の情報セキュリティ上の注意事項について部内周知し、注意喚起を行なった。 ・職員の意識向上のため、機会を捉えて、部内(課内)会議において周知徹底
沖縄支所	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス・ミーティングを実施した際に、所内の職員の意見交換をするとともに、職員にその他の服務規程について、再確認するよう周知することにより、所内での服務に係るコンプライアンスの再学習を図った。

【資料4-2】

令和3年度 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェック結果

- 実施期間 令和3年6月10日(木)～6月23日(水)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 724名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正答者	700	386	491	515	551	664	518	549	340	541
正答率	96.7%	53.3%	67.8%	71.1%	76.1%	91.7%	71.5%	75.8%	47.0%	74.7%



■正答率が最も低かった問題

問9	職場の忘年会を、自分の高校時代の友人が経営するお店で開催した。店の経営者である友人が「差し入れ」として、世間には余り流通していない珍しいお酒を数種類、計5本、無料で振る舞ってくれた。この場合、友人は利害関係者ではないため、この差し入れを無償で受けたとしても倫理規程上何ら問題となることはない。	正答者 340名	正答率 47.0%
----	--	-------------	--------------

※ 問題、解答及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

なお、今回の問題は、国家公務員倫理審査会「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」からの抜粋です。

<https://www.iinj.go.jp/rinri/check/main.html>

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

2021年6月

○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	正解	問題と解説	
1	×	問題	倫理規程では「勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識しなければならない」と定めているが、この規定は訓示規定であるので、これに反する行動があったとしても懲戒処分に付されることはない。
		解説	本問の規定は倫理規程に定められた倫理行動規準の一つです（倫理規程第1条第5号）。倫理行動規準は職員の心構えを定めた訓示規定とされており、本規定違反ということのみによって懲戒処分に付されることはありません。もっとも、本規定に反する行動が国家公務員法上の信用失墜行為等に当たれば、そのことをもって懲戒処分等に付されることはあり得ますので、懲戒処分に付されることはないというのは誤りです。 なお、そもそも、倫理行動規準は職員が常に認識すべき行動の規準であるので、懲戒処分等に付されるか否かということに関わらず、その内容については、常に御留意いただくようお願いいたします。
2	×	問題	業務委託契約先の企業から社員が派遣され、自分と同じ係で勤務している。この社員が、私的に旅行しそのお土産を係のメンバーに配付していた。お土産の配付は、同じ職場で勤務する者同士の一般的な社交儀礼であることから、倫理規程上の禁止行為には該当しない。
		解説	同一府省内の「職員」は利害関係者に含まれないと解していますが（平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官）、「業務委託契約先の社員」については、同じ職場で働いているとはいえ、国家公務員ではないことから、利害関係者に該当します。 したがって、本問の場合、業務委託契約先の社員は利害関係者であり、その者からお土産を受け取ることは、倫理規程第3条第1項第1号の禁止行為（利害関係者からの物品の受領）に該当します。
3	○	問題	職場のOBで、利害関係のない企業で理事をしている者が叙勲を受けた御礼に、「皆さんでどうぞ」と2,000円の菓子セットを持参した。受領することをためらったが、高額なものではなく、繰り返し贈与を受けるものではないので、課長が代表して受領した。このような場合、倫理規程に違反する行為とはいえない。
		解説	利害関係のない相手から利益供与を受ける場合、繰り返し利益供与を受けるなど社会通念上相当と認められる程度を超えた利益供与を受ける場合は、倫理規程第5条第1項に規定する禁止行為に該当しますが、本問の事例のように、2,000円のお菓子セットを受け取る程度であれば、一般的には社会通念上相当と認められる程度を超えた利益供与を受けたとは言えませんので、受領しても倫理規程上の禁止行為に該当するとまでは言えません。
4	○	問題	当課が主催するイベントに使用する看板の製作・運搬をある業者に発注した。看板以外の必要物品は職員が運ぶ予定であったが、事業者から、看板を運搬するトラックにゆとりがあるため、必要物品もついでに運搬してもよい旨の申出があった。この申出を受けることについて、倫理規程上の問題がある。
		解説	利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けることは禁止されています。 無償で役務の提供を受けることとは、正当な理由なくサービスを受けることであり、契約の相手方から契約外の行為を行ってもらうことも含まれるため、「無償でついでに行ってもらうこと」は認められません。 契約の公平性について国民から見て疑惑や不信を招くおそれもありますので、契約の相手方に作業を発注する際は、正式な手続を行ってください。
5	×	問題	上司から誘われ、かつての同僚であり現在利害関係者となっているOB2名と酒食を共にした。会計の総額は1万6千円であったが、上司が利害関係者の分もとりまとめて支払った。利害関係者は各々4千円を上司に支払った。自分は上司から2千円でよいと言われたが、この場合、「割り勘」になっていないため、上司に2千円のみ支払うことは倫理規程に抵触する。
		解説	自己の費用を負担して利害関係者と共に飲食することは自由にできますが、きちんと割り勘になっていなかった場合など、自己費用負担額が不十分だった場合には、実際の金額との差額分の供応接待を受けたこととなり、倫理規程の禁止行為に該当します（倫理規程第3条第1項第6号）。 本問で、上司と自己の負担額を合計した額（6千円＋2千円）を頭数の2で割った額（4千円）が利害関係者の負担分（4千円）と同額であり、きちんと割り勘になっているといえます。本問については、利害関係者と共に飲食をした場合であっても、利害関係者との間での費用負担が適切であることから、職員同士で費用を傾斜配分をすることには問題ありません。

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

2021年6月

○解説の中で、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

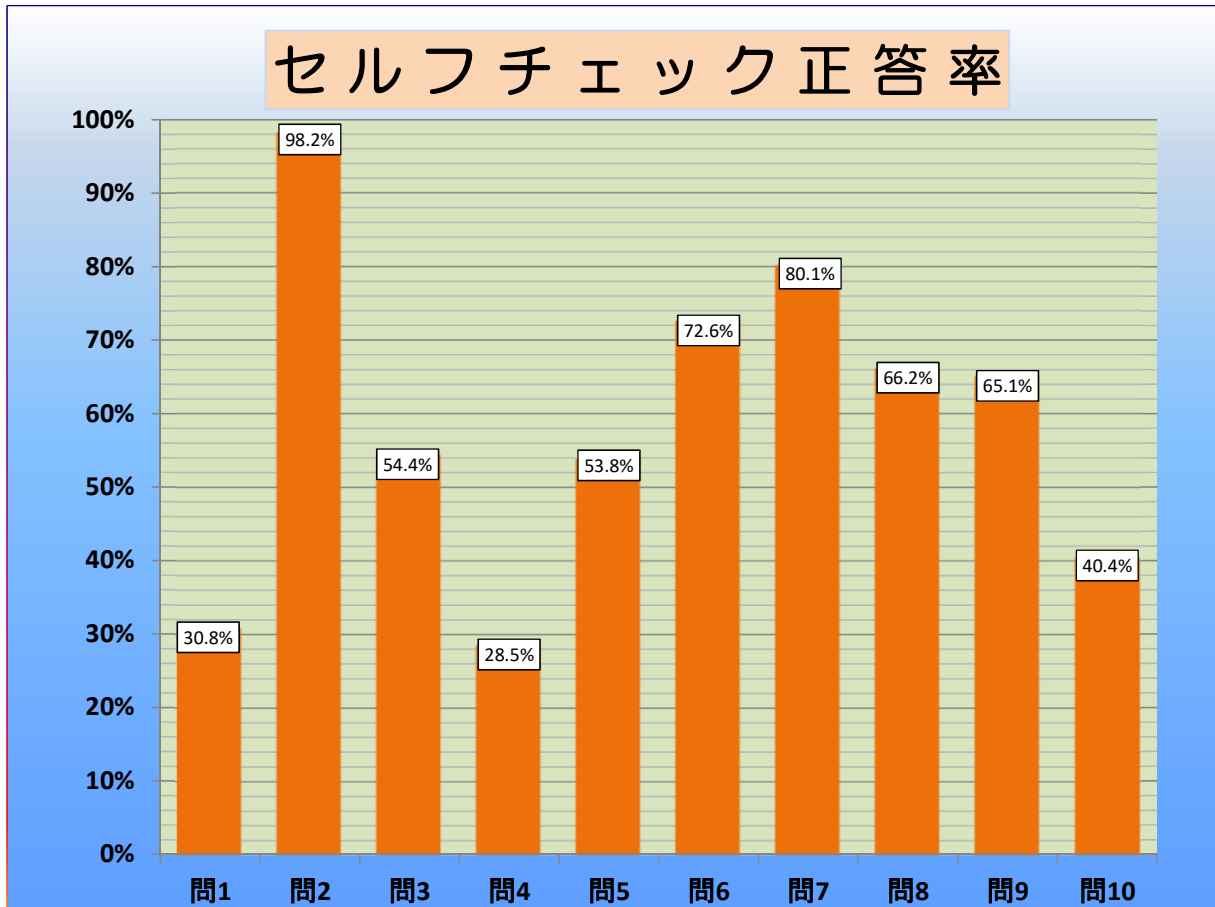
番号	正解	問題と解説	
6	×	問題	地方で一人暮らしをしている職員の子どもが利害関係者が広く配布している宣伝用カレンダーを欲しがっていることから、子ども宛に当該カレンダーを送るよう利害関係者に依頼したとしても、当該カレンダーは宣伝用物品であるため問題ない。
		解説	職員が利害関係者に働きかけ、職員本人ではなく第三者に倫理規程で定める禁止行為をさせるような行為は禁止されています。これについては、利害関係者に「要求」という反倫理性の強さから、広く一般に配布される宣伝用物品や記念品の贈与、多数の者が出席する立食パーティー等での飲食の提供など、職員本人であれば例外として認められる行為であっても認められません。（規程第3条第1項第9号）
7	×	問題	ある事業者に対し補助金が適正に運用されているか監査をしていたところ、お昼の時間となったため、午前の監査は終了した。午後も当該事業者に対する監査を行う用務があり、かつ、近隣（徒歩10分以内）には飲食店がなかったことから、その事業者が弁当を無償提供すると言っている。これらの事情を勘案すると、事業者から弁当の提供を受けたとしても、倫理規程上、差し支えない。
		解説	倫理規程第3条第2項第7号においては、「職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること」は行うことができるとされています。この「会議において」とは、会議と一体のものであることが必要です。本問においては、午前の監査が終了し、午後の監査が始まるまでの間に昼食をとるというケースであり、会議と一体のものとはいえません。また、監査は、権限を行使するという職務の性質上、ここでいう「会議」には含まれないこととされています。
8	○	問題	採用されたときの上司で、現在は利害関係者である団体の役員に再就職している者は、「私的な関係」には該当しないので、一般的な金額であったとしても出産の祝金をもらうことは倫理規程違反となる。
		解説	「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらず関係と定義されているので（規程第4条第1項）、採用されたときの上司とは、私的な関係は認められません。本問において、元上司から出産の祝金を受領することは、利害関係者から金銭の贈与を受けることに該当し、一般的な金額であったとしても倫理規程違反となります。（規程第3条第1項第1号）
9	×	問題	職場の忘年会を、自分の高校時代の友人が経営するお店で開催した。店の経営者である友人が「差し入れ」として、世間には余り流通していない珍しいお酒を数種類、計5本、無料で振る舞ってくれた。この場合、友人は利害関係者ではないため、この差し入れを無償で受けたとしても倫理規程上何ら問題となることはない。
		解説	倫理規程第5条第1項では、「利害関係者に該当しない事業者等であっても、（略）社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない」と規定されています。本問の場合、高校時代からの付き合いがある友人であっても、その友人が事業を行う「事業者」に当たることから（倫理法第2条第5項）、その友人から無償で提供された酒類の金額、提供頻度等によっては、社会通念上相当と認められる程度を超えた供応接待又は財産上の利益の供与に当たる場合があります。
10	○	問題	利害関係者と意見交換を行うため、割り勘で飲食をした。当初は一次会のみでの予定であり、飲食費用は1万円を超えない見込みであったが、当日、急きょ2次会まで開催され、飲食費用は1次会と二次会の合計で1万円を超えてしまった。この場合、事後に速やかに届出を行えば、倫理規程上問題はない。
		解説	利害関係者と自己の費用を負担して（割り勘で）飲食する場合に、自己の飲食の費用が1万円を超えるときは、倫理監督官への事前の届出が必要となります。本問のように、一次会と二次会に参加したことによってその合計が1万円を超える場合にも届出を行う必要があります。（倫理規程第8条） また、飲食の費用が予想に反して1万円を超えてしまった場合など、やむを得ない事情があるときは、事後において速やかに届出を行えば足りることとされています。

【資料4-3】

令和3年度 国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェック結果

- 実施期間 令和3年12月6日(月)～12月17日(金)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 730名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正解者	225	717	397	208	393	530	585	483	475	295
正答率	30.8%	98.2%	54.4%	28.5%	53.8%	72.6%	80.1%	66.2%	65.1%	40.4%



■正答率が低かった問題

番号	問 題	正解者	正答率
1	倫理行動規準は、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るための規準として定められており、それぞれの規準を遵守するように努めるべきとされている。	225名	30.8%
4	これまで利害関係者であった民間企業の従業員が、他の部門に異動した場合、異動後の業務内容にかかわらず、異動後3年間は利害関係者とみなされる。	208名	28.5%
10	利害関係者でない団体からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合は、倫理監督官の承認を得る必要はない。	295名	40.4%

※ 全問題、正解及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

なお、今回の問題は、国家公務員倫理審査会「倫理法・倫理規程セルフチェックシート」からの抜粋です。

<https://www.jinji.go.jp/rinri/check/main.html>

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

2021年12月

○解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

番号	正解	問題と解説	
1	×	問題	倫理行動規準は、国家公務員の職務に係る倫理の保持を図るための規準として定められており、それぞれの規準を遵守するように努めるべきとされている。
		解説	倫理行動規準は、規程第1条において、「職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。」と規定されており、努力義務ではありません。倫理行動規準は職員が認識すべき行動の規準、心構えであり、常に意識して行動するようにしてください。
2	×	問題	倫理法が適用されるのは一般職の国家公務員であるが、臨時的任用職員は臨時、緊急の際に採用される者であること、再任用職員は任期が1年以内であることに鑑み、倫理法の適用対象とされていない。
		解説	法・規程の適用対象となる「職員」は、国家公務員法に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問、参与等で常勤を要しないものを除く。)とされており(法第2条第1項)、非常勤の委員等を除いては、常勤・非常勤の別や任期の有無の別なく、法・規程の適用対象となります。臨時的任用職員、再任用職員(フルタイム勤務職員に限らず短時間勤務職員も含まれます。)も当然ながら法・規程の適用対象となります。
3	○	問題	同じ府省の職員同士は、倫理規程上の利害関係者にはならない。
		解説	同一府省内の職員は、「利害関係者」には含まれないと解されています。(平成12年7月4日国家公務員倫理審査会事務局首席参事官) ただし、地方出先機関が組織ぐるみで、本省の職員に繰り返し酒食をもてなすような場合、もてなしを受けた本省の職員は、利害関係者以外の者との間における禁止行為を定めた倫理規程第5条第1項に違反する可能性があります。
4	×	問題	これまで利害関係者であった民間企業の従業員が、他の部門に異動した場合、異動後の業務内容にかかわらず、異動後3年間は利害関係者とみなされる。
		解説	職員が異動した場合、異動前のポストの利害関係者は異動後3年間は利害関係者とみなされますが(規程第2条第2項)、職員の利害関係者である民間企業の従業員が他の部門に異動した場合には、このような取扱いはありません。したがって、当該従業員の異動先が職員の所掌事務とは関係しない部門である場合には、原則として利害関係者とはなりません。
5	○	問題	利害関係者から自宅にお歳暮が送られてきたので返送したが、再度配送されてきたので、廃棄することにした。
		解説	いったん返送したことをもって必要な措置は講じたものと認められるため、規程第3条第1項第1号により禁止されている「利害関係者から物品の贈与を受けること」には該当しません。なお、このような場合には、より透明性を高めるために、事の顛末を倫理監督官(倫理事務担当部局)に報告しておくことが望ましいでしょう。

国家公務員倫理法・倫理規程セルフチェックシート

2021年12月

○解説の中で、「法」とは国家公務員倫理法を、「規程」とは国家公務員倫理規程を指しています。

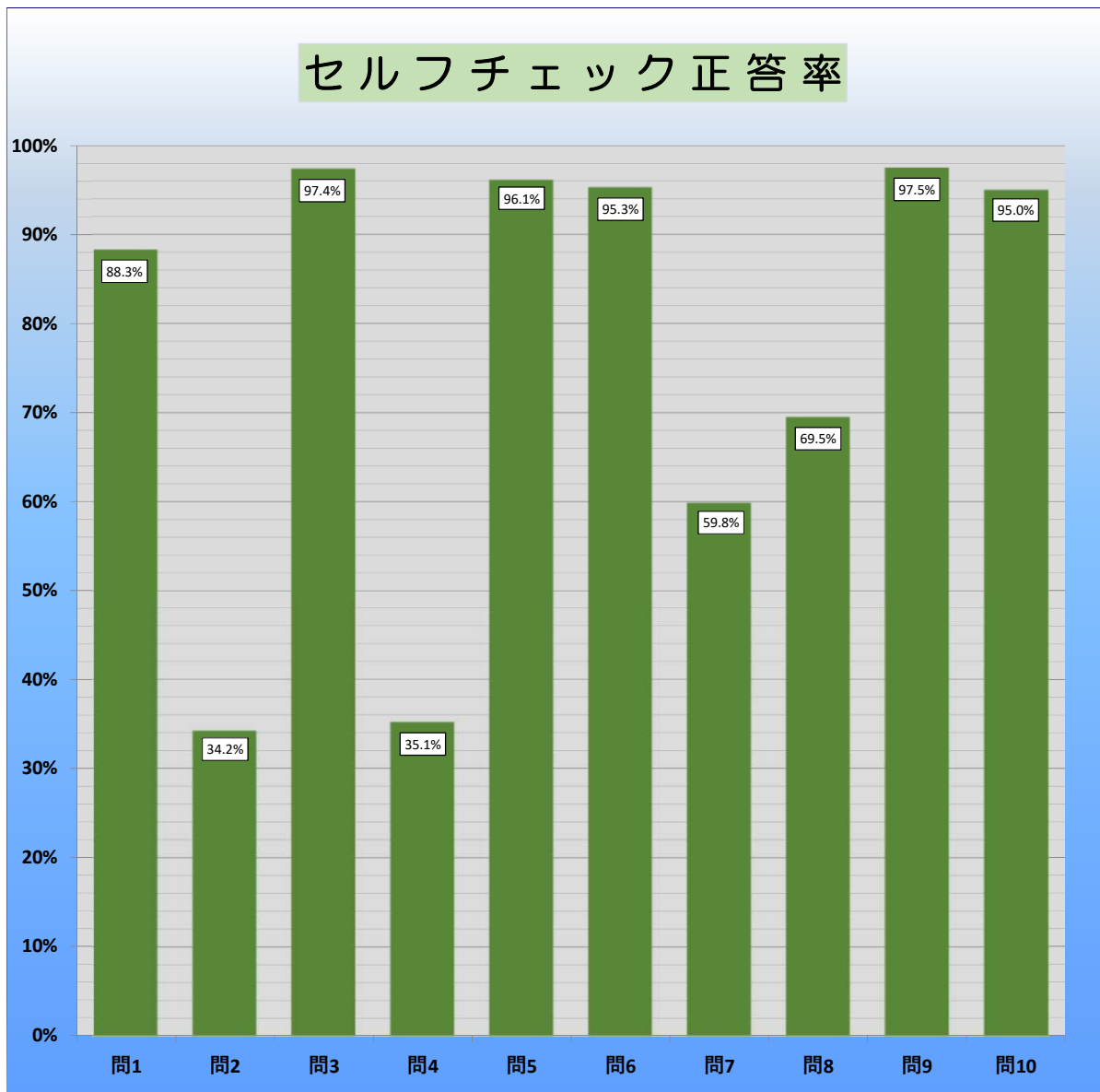
番号	正解	問題と解説	
6	○	問題	会議で利害関係者の事務所を訪れた際に、緊急に上司の確認を得なければならない事項が生じたため、当該事務所のFAXを借りて役所に書類を送付した。このような行為は、倫理規程上問題ない。
		解説	職務として利害関係者を訪問した際、当該職務を円滑に進める上で必要であり、かつ、軽微又は問題のないと認められる程度の便宜の供与を受けることは認められています。ここで認められているものとしては、文房具などの事務用物品、ヘルメットや防護服などの借用のほか、電話やファックスの使用も含まれています。(規程第3条第2項第3号)
7	×	問題	職務として利害関係者の工場を訪問する際、先方の好意で、当該利害関係者が最寄り駅から工場従業員を送迎するために毎日運行している社内バスを利用するよう提案を受けた。当該工場の所在地は特段交通不便な場所ではないが、利害関係者に追加的な負担は生じないので問題ないと考え、利用することとした。
		解説	工場の周囲の交通事情その他の事情から当該社内バスの利用が相当と認められる場合には利用できますが(倫理規程第3条第2項第4号)、本問の事例の場合、そのような事情は特段認められないことから、禁止行為の例外規定には該当せず、職員が当該社内バスを利用することは、利害関係者からの無償の役務の提供を受けることになり、倫理規程の禁止行為に該当します。(倫理規程第3条第1項第4号)
8	×	問題	立入検査で利害関係者の事業所を訪問した際に、お昼に1,000円程度の簡素な弁当の提供を受けることは認められる。
		解説	職務として出席した会議において、利害関係者から弁当などの簡素な飲食の提供を受けることは例外的に認められますが(規程第3条第2項第5号)、立入検査はここでいう「会議」には当たりません。したがって、1,000円程度の弁当であっても利害関係者から提供を受けることは認められません。
9	×	問題	職場の同僚との忘年会の飲食費を、学生時代からの友人で、現在も親しくしている者が経営する企業に、「つけ回し」をしたが、その後直ぐに、当該企業に飲食費相当額を支払った。当該企業は利害関係者ではなく、また、友人とは私的な関係もあることから、直ちに倫理規程違反とはならない。
		解説	飲食費用等をその場に居合わせなかった事業者等に、本人の知らないままにその者の負担として支払わせる、いわゆる「つけ回し」行為は、利害関係者であるかどうかにかかわらず、禁止されています。(倫理規程第5条第2項) 利害関係者と私的な関係がある場合、倫理規程第3条第1項各号(第9号を除く)に該当する禁止行為を行うことが例外的に認められる場合がありますが、この「つけ回し」行為には適用されません。
10	○	問題	利害関係者でない団体からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合は、倫理監督官の承認を得る必要はない。
		解説	倫理規程第9条第1項においては、職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合には、あらかじめ倫理監督官の承認を得なければならない旨定められており、利害関係者以外の事業者等からの依頼の場合や報酬を受けない場合には、同項の規定は適用されません。 なお、勤務時間中に講演等を行い報酬を受ける場合等は一般サービス上問題となる場合がありますので、その点ご注意ください。

【資料4 - 4】

令和3年度 発注者網紀保持セルフチェック結果

- 実施期間 令和3年10月18日(月)～11月15日(月)
- 対象者 全職員(非常勤職員を含む)
- 回答者数 717名 【回答率 100% (長期休業者等除く)】
- 設問毎の正答率

設問	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
正答者	633	245	698	252	689	683	429	498	699	681
正答率	88.3%	34.2%	97.4%	35.1%	96.1%	95.3%	59.8%	69.5%	97.5%	95.0%



■正答率が特に低かった問題

問2	これまでに公正取引委員会が認定した入札談合関与行為のうち、一部の事例において幹部又は管理職が関与している。	正解者 245名
問4	他の職員が出払って事業者が契約に基づく書類を持ってきたが、書類を受け取る程度であれば、一人に対応しても問題はないと思ひ、執務室内で一人に対応した。	正解者 252名

※ 問題、解答及び解説につきましては、別紙を御覧ください。

発注者綱紀保持規程セルフチェックシート（問題と解説）

番号	問題	正解	解説
1	発注者綱紀保持規定は、適切な発注事務の手続きについてのみ定めた規程である。	×	発注者綱紀保持規程は、発注担当職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法、通報窓口、不当な働きかけに対する対応、執務環境等の整備、マニュアルの作成、職員に対する研修・講習、有資格者への周知等を定めています。《マニュアル3頁》
2	これまでに公正取引委員会が認定した入札談合関与行為のうち、一部の事例において幹部又は管理職が関与している。	×	これまでの入札談合関与行為の事例のうち、「全ての事例において」幹部又は管理職の職員が関与しています。決して一部ではありません。 このため、管理職以上の職員にあっては、一般の職員以上に入札談合等関与行為に抵触しないよう注意及び自覚が必要です。
3	入札談合に関与した職員については、懲戒処分が行われるほか、官製談合防止法や刑法等の罪に問われて刑事罰が科されるが、損害賠償を求められることはない。	×	入札談合等関与行為を行った職員に対しては、厳正な懲戒処分が行われるほか、官製談合防止法や刑法等の罪に問われての刑事罰が科せられます。 また、各省各庁の長は、賠償責任の有無等を調査の上、故意又は重過失により損害を与えたと認めるときは、当該職員に対し、速やかに損害の賠償を求めなければならないとされています。《官製談合防止法第4条第5項》
4	他の職員が出払って事業者が契約に基づく書類を持ってきたが、書類を受け取る程度であれば、一人で対応しても問題はないと思ひ、執務室内で一人で対応した。	○	契約に基づく提出書類を単に受領するような場合であって、かつ受付カウンター等他の職員の目に触れる仕切りのない場所に対応するのであれば、一人で対応することもやむを得ません。しかしながら、会議室等に対応する場合には、事前に所属長等の承諾を得る必要があります。 いずれにしても、相手が利害関係者であることをわきまえた対応が必要であるとともに、事業者等との応接は、国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限にとどめ、また適切な場所と適切な方法で行うことが重要です。《規程第5条、マニュアル15～18頁》
5	同じ課の職員同士であれば、たとえ担当が違う場合であっても、発注業務に係る秘密の教示は、業務上必要な情報交換として許される。	×	発注事務を担当する職員同士の間であっても、自分が担当する発注業務に係る秘密や公表制限情報について、当該事務を担当していない他の発注事務担当職員に教示・示唆することは許されません。 ただし、業務上必要な範囲での情報交換については問題ありません。《規程第4条第1項、マニュアル13頁Q4》
6	外部の者から「不当な働きかけ」と思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるとともに、速やかに所属長を経由して所属部長等に報告しなければならない。	○	外部の者から不当な働きかけに該当すると思われる行為を受けた場合は、その者に対して「応じられない」とこと、この働きかけが「記録・公表される」ことを伝えるよう努めてください。 報告を受けた所属部長等が不当な働きかけがあったと認めるときは、書面により発注者綱紀保持担当者を経由して院長へ報告されます。《規程第12条、マニュアル34～36頁》
7	要求行為が「不当な働きかけ」に該当するおそれがあると相手方が気付き、要求を取り消した場合は、「不当な働きかけ」に該当しない。	○	職員が、事業者等に対して「不当な働きかけ」に該当すること又はおそれがあることを伝えたこと等により、事業者等が気付いて発言等を取り消した場合には、「公正な職務の執行を損なうおそれ」のある要求には当たらず、「不当な働きかけ」には該当しないものと考えられます。 なお、念のため、事実については上司に報告してください。《マニュアル8頁Q4》
8	発注担当職員は、発注事務に関する秘密を庁舎外に持ち出し、又は送付してはならない。今般、自宅でのテレワークで発注情報を使用する必要があったが、リモートデスクトップを利用できる環境になかったため、外部電磁的記録媒体に保存した発注関係資料を情報セキュリティ担当者（課（室）長等）の許可を得たうえで、パスワード・暗号化設定を確実にし、自宅に持ち帰った。	○	規程第4条では、発注担当職員の義務として秘密に関する書類の庁舎外への持ち出し、送付等を禁止して、秘密が外部の者に知れることを防止しています。ただし、やむを得ない理由があるものとして、所属長等の承諾を得た場合は例外として認められます。（規程第4条、マニュアル13頁） また、「国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書」では、外部電磁的記録媒体での情報の持ち出しが必要な場合には、情報セキュリティ担当者（課（室）長等）の許可を受け、パスワード・暗号化設定を確実にすることとされています。 なお、当院において、テレワークを実施する際、発注事務に関する秘密情報を持ち出すことは好ましくないとした運用がされており、慎重なご対応をお願いします。 テレワーク等を目的とした情報の持ち出しに当たっては、「国土地理院情報セキュリティポリシー実施手順書」や「テレワークを行う際の情報セキュリティ上の注意事項について」（令和2年6月30日国土地理院情報セキュリティ対策委員会事務局）を遵守してください。
9	発注担当職員が発注事務に関する秘密を漏らしたことにより、特定の事業者が入札に際して有利になったが、入札談合の事実認められなかったため、入札談合等関与行為には該当しない。	×	たとえ入札談合が行われていなくても、事業者等に発注事務に関する秘密を教示するなど、入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、入札談合等関与行為防止法第8条違反（5年以下の懲役又は250万円以下の罰金）となります。 「入札等の公正を害すべき行為」は「入札談合等関与行為」よりも広い概念になります。
10	官製談合防止法における「入札談合等関与行為」とは、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、④特定の談合の補助の4類型をいう。	○	官製談合防止法第2条第5項において、国の職員が入札談合等に関与する行為であって、4つのいずれかに該当するものを「入札談合等関与行為」と規定しています。《令和3年度講演会資料22～27頁参照》

事例で学ぶコンプライアンス

令和3年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

※不祥事等の概要は新聞報道等より抜粋しております。

◆不祥事等の概要①

国土交通省鉄道局の課長補佐（49歳）が、令和2年12月、JRの普通列車などが1日乗り放題になる「青春18きっぷ」を偽造し、京浜東北線の石川町駅から東京駅区間の570円を支払わなかったとして、偽造有価証券行使と詐欺容疑で逮捕・起訴されました。横浜市内の出張先から東京霞ヶ関の国土交通省に戻る途中、東京駅で切符を見せる際の行為が不審で、駅員に止められたということです。

元課長補佐は起訴された内容を認めたということで、国土交通省は令和3年3月2日付で懲戒免職にしました。国土交通省は「国家公務員としてあるまじき行為で、改めて深くおわび申し上げます。今後、このような不祥事が発生しないよう、より一層の指導徹底を図り、信頼回復に向けて全力を注いで参ります」としています。

○啓発のポイント

<懲戒処分の公表指針>

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に関する懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

◆不祥事等の概要②

横浜地方検察庁の30代男性職員は、令和3年2月16日に在宅勤務の事前申請をしていたが、私的な日帰り旅行に出かけていた。外出先から同僚に翌日も出勤できない可能性があるかと連絡し、無断欠勤が発覚した。

職員は無断欠勤を認め、「軽率なことをした。有給休暇を取得すれば良かった。」と話しているということで、横浜地方検察庁は令和3年3月30日付で当該職員を戒告の懲戒処分にした。

○啓発のポイント

テレワーカーは、テレワークにおける職務の遂行にあたっては、勤務官署で通常の業務を遂行する際と同様の職務専念義務を負っているため、テレワーク中に職務以外の行為を行った場合には職務専念義務違反となり、懲戒処分の対象となり得る。

<懲戒処分の指針（標準例）>

欠勤

- ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告する。
- イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
- ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

事例で学ぶコンプライアンス

令和3年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

※不祥事等の概要は新聞報道等より抜粋しております。

◆不祥事等の概要

国土交通省の男性職員6人が、2020年度にセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）行為をしたとして懲戒処分を受けていたことが情報公開請求で判明した。

6人のうち減給が3人で残る3人は戒告だった。減給3カ月を受けた2人のうち東北地方整備局の男性は、同僚の女性をメールで食事や旅行に誘い、体を触るなどした。もう1人の東京航空局の男性は、部下の女性に無料通信アプリ「LINE（ライン）」で勤務時間外に頻繁にメッセージを送って返信を求め、職場外で会うよう強要するなどした。減給1カ月を受けた近畿地方整備局の管理職（課長級以上）の男性は、女性に拒絶されても好意を伝えるLINEを頻繁に送り、自宅近くにも行っていた。戒告の3人は、「ハラスメントを受けた」と訴えた部下の女性に、プレゼントを渡して口止めを図った。部下の女性に「早く子供を産んだ方が良い」「好きです」と繰り返し発言する等していた。

人事院の指針では、被害者らのプライバシーを侵害する恐れがある場合は懲戒処分を非公表にできると規定しており、国土交通省はいずれの処分も公表していなかったが、専門家は「再発を防ぐため、個人を特定せずに組織内で共有し、反省材料とすべきではないか。」と指摘している。

○啓発のポイント

□セクシュアル・ハラスメントとは

→ 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

□不快であるか否かの判断

→ 基本的には受け手が不快に感じるか否かで判断しますが、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせる場合があります、不快に感じるか否かは個人差があります。相手も許容する、相手との良好な人間関係ができているといった勝手な憶測、勝手な思い込みをしない。

□場所的・時間的な範囲

→ 職員間においては場所・時間の限定なし。職員以外の者との関係では職場・勤務時間内(超過勤務時間も含みます)に限られますが、「職場」とは職務に従事する場所をいい、庁舎内に限られない。

<懲戒処分の指針>

セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

- ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。
- イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。
- ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

<懲戒処分の公表指針>

3 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

事例で学ぶコンプライアンス

令和3年度国土地理院コンプライアンス推進計画に基づき、不祥事・不正行為等の具体的な事例について情報提供しますので、各部（センター）における定例会議等で紹介していただき、職員の綱紀保持に関する意識の向上に役立ててください。

※不祥事等の概要は新聞報道等より抜粋しております。

◆不祥事等の概要①

令和3年7月26日、国土交通省北海道開発局士別道路事務所の前所長（58歳）が、官製談合防止法違反（入札妨害）などの疑いで逮捕された。令和2年度の指名競争入札で、非公表の指名業者名を特定の事業者に漏らし、公正な入札を妨害したとされる。また、この情報を得て不正に落札した札幌市内の設計コンサルタント会社社長も逮捕された。

10月25日、旭川地裁は前所長に懲役1年6カ月、執行猶予3年の判決を言い渡した。

11月5日、北海道開発局は前所長を懲戒免職処分とした。

○啓発のポイント

入札談合等関与行為とは国等の職員が入札談合等に関与する行為であって、次の行為に該当するものをいいます。

①談合の明示的な指示（入札談合等関与行為防止法（以下「法」）第2条第5項第1号）

事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。

②受注者に関する意向の表明（法第2条第5項第2号）

特定の事業者の指名又は希望する意向を予め教示、又は示唆すること。

③受注に関する秘密情報の漏洩（法第2条第5項第3号）

事業者等が入札談合等を行うことが容易となる情報で秘密として保持しているものを、特定の者に教示又は示唆すること。

④特定の入札談合の幫助（法第2条第5項第4号）

入札談合等を容易にする目的で特定の者を指名し、又はその他の方法により入札談合等を幫助すること。

＜懲戒処分の指針（標準例）＞

入札談合等に関与する行為

国が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

◆不祥事等の概要②

令和3年8月22日、国土交通省九州地方整備局の事務所係長（47歳）が、収賄の疑いで逮捕された。以前係長として勤務（平成27年4月から令和3年3月）していた関門航路事務所において、船舶に搭載されているクレーン修理業務について、特定の事業者が受注できるよう便宜

を図った見返りに、電化製品を複数回にわたり受け取ったとされる。受け取った物品は1200万円相当に上り、刑罰がより重い加重収賄の罪で起訴された。また、修理業務を受注していた船舶修理会社役員も贈賄の疑いで逮捕された。

11月4日の初公判で、同係長は起訴内容を認めている。検察側は電化製品を換金して遊ぶ金や生活費にしていたことを指摘し、「権限を悪用した悪質な犯行」として懲役2年6カ月と追徴金約35万円を求刑した。

○啓発のポイント

収賄罪（単純）・受託収賄罪・事前収賄罪（刑法第197条）

第三者供賄罪（刑法第197条の2）

加重収賄罪・事後収賄罪（刑法第197条の3）

公務員が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、1年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5年以下の懲役に処する。

国家公務員法（第82条）

職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第5条第3項の規定に基づく訓令及び同条第4項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

【資料6 - 1】



国土交通省
国土地理院
Geospatial Information Authority of Japan

[本文へ](#)
[総合トップへ](#)
[文字サイズ変更](#)
[標準](#)
[拡大](#)
[ENGLISH](#)
[サイトマップ](#)
[国土地理院について](#)
[基準点・測地観測データ](#)
[地図・空中写真・地理調査](#)
[防災・災害対応](#)
[GIS・国土の情報](#)
[申請](#)
[地理院ホーム](#) > [発注者綱紀保持](#)

発注者綱紀保持

事業者等の皆様へ

国土交通省においては、これまで談合等の不正行為を排除するため様々な取り組みを行ってまいりましたが、平成17年5月の直轄鋼橋上部工事の発注における大規模な談合事件の発生を踏まえ、平成17年7月に「入札談合の再発防止対策」が取りまとめられました。また、平成19年3月に、国土交通省発注の水門設備工事に関して、公正取引委員会より国土交通省に対し、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(官製談合防止法)」に基づく改善措置の要求を受けたことを深刻に受け止め、「当面の入札談合防止対策」が取りまとめられ、入札談合の防止に全力で取り組んでいるところです。しかしながら、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し、職員が入札関連情報を漏洩したとして、平成24年10月に、公正取引委員会から官製談合防止法に基づく改善措置要求がありました。

このため、公正取引委員会から、省全体として入札談合等関与行為の再発を確実に防止するために効果的な改善措置を講ずるよう求める「要請」も受けているところです。

国土地理院では、平成20年3月に「国土地理院発注者綱紀保持規程」を制定し、さらに職員向けに「国土地理院発注者綱紀保持マニュアル」を作成するなど、全ての職員に向けて、発注事務全般に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、国民の信頼を確保できるよう努めているところです。

具体的には、「事業者等との応接に当たっては、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応すること。(第5条)」、「不当な働きかけへの対応については、入札への参加要求、予定価格などの情報漏洩要求等の不当な働きかけがあった場合、その内容を公表する。(第12条)」、「執務室については、秘密の漏洩の防止を図るため、掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること。(第13条)」などの取組を行っています。

また、今般の事案を踏まえ、平成25年4月からは、コンプライアンスの推進強化のため平成19年6月に設置した「国土地理院発注者綱紀保持委員会」を発展的に改組し「国土地理院コンプライアンス推進本部」及び「国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置し、発注事務に係る綱紀保持のみならず、コンプライアンス全般につきまして、一層の推進に努めてまいります。

事業者等の皆様におかれましても、国土地理院における発注者綱紀保持対策の取り組みについて、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

《国土地理院発注者綱紀保持規程等》

[国土地理院発注者綱紀保持規程【PDF:128KB】](#)

[国土地理院発注者綱紀保持マニュアル【PDF:604KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス推進計画》

- [令和3年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:202KB】](#)
- [令和2年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:160KB】](#)
- [平成31年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:154KB】](#)
- [平成30年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:141KB】](#)
- [平成29年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:139KB】](#)
- [平成28年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:138KB】](#)
- [平成27年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:128KB】](#)
- [平成26年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:100KB】](#)
- [平成25年度国土地理院コンプライアンス推進計画【PDF:96KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス報告書》

- [令和2年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:3805KB】](#)
- [令和元年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:4222KB】](#)
- [平成30年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:8260KB】](#)
- [平成29年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2840KB】](#)
- [平成28年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:3450KB】](#)
- [平成27年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:2560KB】](#)
- [平成26年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:259KB】](#)
- [平成25年度国土地理院コンプライアンス報告書【PDF:191KB】](#)

《国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会》

- [令和2年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:60KB】](#)
- [令和元年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:64KB】](#)
- [平成30年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:92KB】](#)
- [平成29年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:92KB】](#)
- [平成28年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:105KB】](#)
- [平成27年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:104KB】](#)
- [平成26年度国土地理院コンプライアンス・アドバイザー委員会議事録【PDF:90KB】](#)

連絡・問合せ先

国土地理院適正業務管理官(発注者網紀保持担当者)

電話:029-864-1111(内2127)

| [地理院ホーム](#) |



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、以下のページからダウンロードしてください。

[Adobe Reader ダウンロードページ\(新規ウィンドウ表示\)](#)

[リンク集](#) [個人情報保護](#) [プライバシーポリシー](#) [リンク・利用規約](#) [ウェブアクセシビリティの取り組み](#)

国土交通省国土地理院（国土交通省法人番号2000012100001）

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番 電話：029-864-1111(代表) FAX：

029-864-1807 [アクセス情報](#)・[地図](#)

Copyright. Geospatial Information Authority of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

事業者等の皆様へお知らせ

発注者綱紀保持にご協力願います。

国土地理院では、関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう、発注事務に係る綱紀保持に努めています。事業者の皆様には、御理解と御協力をお願いします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

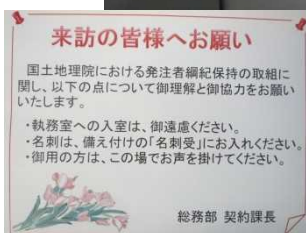
- ◆ 事業者等との応接方法(規程第5条)
原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応しています。
- ◆ 事業者等からの働きかけの対応(規程第12条)
事業者等から不当な働きかけを受けたときは、記録・公表されます。
- ◆ 執務環境の整備(規程第13条)
秘密漏洩の防止を図るため、執務室への自由な出入りが制限されています。



入室制限の掲示



オープンな場所での打合せスペース



詳しくは国土地理院のホームページ
(<https://www.gsi.go.jp/>)「発注者綱紀保持」
をご覧ください。

国土地理院発注者綱紀保持規程(抜粋)

平成20年3月制定 国地達第7号
(最終改正: 令和元年6月)

(秘密の保持)

第4条 発注担当職員は、落札前において、予定価格及び競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならないが、当該発注事務に係る発注担当職員(当該秘密を知るべき者に限る。)でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、発注事務の必要上庁舎外の他の発注事務を担当する部署に送付する場合を除き、秘密に関する書類(その写し及び記録媒体を含む。)を庁舎外に持ち出し、送付(電磁的方法によるものを含む。)をし、その他これに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長等(本院にあっては課長又は室長、地方測量部にあっては次長又は課長、支所にあっては支所長をいう。以下同じ。)の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事業者等との応接方法)

第5条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、国民の疑惑や不信を招かないようこれを行い、必要最小限にとどめるものとする。この場合においては、原則、受付カウンター等オープンな場所で複数の職員により対応し、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るものとする。

(不当な働きかけに対する対応)

第12条 職員は、第2条第6項に規定する不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

2 ~ 6項 (略)

7 院長は、第3項の規定による報告書に記載された事項のうち、件名、不当な働きかけの内容及び対応状況については、随時又は定期的に公表するものとする。

(執務環境の整備等)

第13条 院長は、測量作業等における仕様書及び設計書の作成を担当する課又は室(第2号において「担当課室」という。)の執務室(第1号において単に「執務室」という。)について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

- 一 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知すること
- 二 担当課室の発注担当職員が事業者等と応接するための受付カウンターその他の場所を確保すること